

# SABO NEWS LETTER

第 100-2 号【発行日】平成 21 年 12 月 28 日（月）【発行】（社）全国治水砂防協会

## 目 次

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| 1 . 目次・行事予定                | 1 |
| 2 . 国土交通省砂防部長より年末のご挨拶      | 2 |
| 3 . （社）全国治水砂防協会理事長より年末のご挨拶 | 4 |

## 行 事 予 定

（国土交通省砂防部）

2010/1/28 ~ 29 雪崩防災シンポジウム（栃木県日光市）

（全国治水砂防協会）

2010/2/10 中山間地の防災を考える IN KYUSHU（宮崎県高千穂町）

2/25 理事会（シェーンバッハ・サポー「霧島」）

2/27 中山間地の防災を考える IN TOKAI（岐阜県高山市）

3/11 ~ 12 第 50 回砂防および地すべり防止講習会

（シェーンバッハ・サポー「利根」）

ご質問、ご意見、ご感想、記事の詳細内容等、お問合せ先

社団法人 全国治水砂防協会

住所：〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-5 砂防会館内

電話：03-3261-8386 FAX：03-3261-5449 E-mail：kyokai@sabo.or.jp

砂防に関する最新情報は砂防協会ホームページをご覧ください。

<http://www.sabo.or.jp/>

会員の皆様

平成21年も残りわずかとなりました。皆様にはご健勝でご活躍のこととお慶び申し上げます。

この7月に発生した山口県防府市の土砂災害は今年を代表する土砂災害でした。特別養護老人ホームに土石流が流入し、7名の方がお亡くなりになりました。今年から砂防事業に着手する予定であっただけに、“砂防施設が完成しておれば”との思いを強くします。

一方、被害に遭遇され怪我等の被害が無かった方々も、災害のストレス等により、脳梗塞等の併発や持病の悪化等が伝えられています。

こうした災害時要援護者に掛かる課題は各都道府県等の議会等でも議論がなされ、厳しい予算の中ではありますが、各地で土砂法の指定や警戒避難体制の整備、砂防工事が実施に移されています。

土砂災害の被害に遭われた方々の無念さや筆舌に尽くしがたいご苦勞に報うためにも、教訓に学び対策を発展していかなくてはなりません。

また、今年2月には浅間山が噴火し、火山灰が東京の街の一部を白く覆いました。当時噴火警戒レベルを3（入山規制）まで引き上げましたが、幸いなことに、現在噴火は沈静化しています。浅間山は過去にも大規模な噴火やそれに伴う火砕流等多くの火山災害を引き起こしてきました。

現在、火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定中ですが、監視・観測と並び、緊急時の応急処置等含めた対策が必要となっています。

明るい話題では、立山砂防の白岩堰堤が6月に重要文化財に指定されました。富山県はこれを契機に世界遺産登録に向けた運動を開始しました。立山の砂防は1854年（安政5年）の飛越地震に伴う鳶山の崩壊と、その後の融雪に伴う大土石流が富山平野を泥（巨大な転石）の海にしたことから始まりました。近代国家の成立を受け、大正、昭和、平成の時代にわたり、富山県と国（国土交通省）の砂防事業により復興してきたのです。

厳しい自然への人々の働きかけや、人間の生活と共生を図る営みは、日本人が古くから成してきたことです。立山の砂防はこうした観点から日本の文化を代表しうるものとも言えます。

（次頁に続く）

また、昨年の岩手・宮城内陸地震で天然ダムが形成され、被災地の皆様は不安な思いや不自由な思いをされたことと思います。先般、関係者のご尽力により、国等の緊急工事が完成しました。5世帯13人の方が仮設住宅等でお正月を迎えなければならないことは残念なことではありますが、被災地の皆様の安心が高まったことは喜ばしいことです。

年末に平成22年度予算が閣議決定されました。厳しい予算ではありますが、この中には地方の利便性に鑑み災害関係事業を除き、補助事業を交付金化することが含まれています。地方のご要望をどの様に実現するかが課題となります。こうした意味で各市町村長さんの砂防へのご期待をご発言されますことがますます重要となります。

この一年お世話になりましたことに感謝申し上げ、来る年が皆様によい年でありますこと、こころより祈念いたしております。

国土交通省砂防部長  
まきの ひろし  
牧野 裕至

## 平成21年 年末のご挨拶

(社)全国治水砂防協会  
理事長 岡本 正男

今年は、政権が交代した中で、年末の砂防に関する政府予算原案もそのシステムが大きく変わりました。

砂防関係事業として、砂防、地すべり、急傾斜及び雪崩の各事業を、国土交通省の砂防関係事務所（直轄事業）または都道府県の砂防担当部局（補助事業）が実施しています。今回は、この補助事業が大幅に縮小されます。その代わりに社会資本整備総合交付金（仮称）という形で地方自治体に交付されます。

この交付金では、国土交通省が所管する住宅・社会資本整備に関する事業を、三つに分けています。まず 交付金で実施する基幹事業、 基幹事業と一体的に実施する必要がある関連社会基本整備事業、そして 基幹事業の効果を高める効果促進事業です。

では、具体的に砂防関係事業はどのように交付されるかということですが、予算の整理では、社会資本整備総合交付金（仮称）の中に国土交通省の従来の補助事業が含まれます。この予算は大きく四つの分野から成っています。

活力創出基盤、 水の安全・安心基盤確保、 市街地整備、 地域住宅支援です。

補助事業でこのシステムに載らないのは、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急事業等の突発的な災害に対応するための事業等で、これらは従来の補助金です。

従って、どの事業をどれくらいで実施するかは都道府県の裁量に委ねられることとなります。ただし、都道府県はこれらの事業を実施するときは、概ね3～5年を計画期間とする計画を策定して、国土交通大臣に提出しなければならないとされています。

(次頁へ続く)

このように、大幅に裁量権が都道府県に移ることになります。いずれの事業も必要であり、重要であることは言うまでもありませんが、今年7月の山口県防府市を中心とする土砂災害、そして11月の砂防促進大会での綿貫会長の挨拶で「政権は代ろうとも、砂防の必要性は不変である」との言葉に加え、福岡県篠栗町長や富山県立山町長の意見発表でも、地域の生命・財産を守り、中山間地の活性化に寄与する砂防関係事業は、特に優先的に実施するべきであると訴えられましたように、砂防関係事業は着実にかつ確実に実施しておかなければなりません。

土砂災害を取り巻く環境を考慮して、国土交通省砂防部は組織の体制を整えるべく、地震・火山砂防室を新たに設置することになり、今回の査定で認められました。より充実した対応が期待されます。砂防関係事業の推進については、会員の皆様と熱心に活動を行ってきました。国土交通省砂防部も私たちの要請に対して真摯に応えていただきました。

今後は、地方の主体性が反映される予算が組まれることになります。他の事業と比し、大変地味な砂防の真価が問われることになります。これからも、協会の活動を強力に続けていくことはもちろんのこと、新しいスタイルになって、如何に皆様の意見や要望を砂防行政や事業の推進に反映させていくのかを皆様とともに考えていかなければならないと考えています。ご意見を賜ればと思います。

どうぞ、良いお年をお迎えください。